

21日臨技発第 236 号

平成 22 年 3 月 4 日

厚生労働大臣
長 妻 昭 殿

社団法人日本臨床衛生検査技師会
会 長 小 崎 繁 昭

臨床検査技師の業務拡大について

平素より当会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。当会といたしましても、日頃、研修会、講習会、生涯教育、全国規模の検査精度管理等、学術技能の研鑽発展に努めているところであります。

さて臨床検査技師業務に関しては、近年の医療及び検査技術の高度化に伴う臨床検査技師に求められる資質及び臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 17 年の法改正(法第 39 号)により衛生検査技師が廃止されたほか、臨床検査技師の定義が見直され、生理学的検査の検査項目が厚生省令に定められたところであります。

加えて医療関係職種についてその専門性を十分に発揮していないとの指摘を受け、チーム医療、とりわけ医療関係職種間の役割分担の見直しが改めて注目されています。

このため、医師でなくても対応が十分な業務、これまでの検査に付随した業務など、医療の現場においてより効率的に、かつ、精度の高い検査業務の提供が行えるよう、新たな臨床検査技師のフィールドを求めて参りたいと考えております。

つきましては、今後の臨床検査技師の業務に関して、ここに要望いたします。

記

1. 臨床検査データの精度保障と標準化に関する事業
2. 微生物学的検査の検体採取
3. 血圧測定
4. 生理学的検査の項目追加

21日臨技発第 232 号

平成 22 年 2 月 26 日

民 主 党 幹 事 長

小 沢 一 郎 殿

社団法人日本臨床衛生検査技師会

会 長 小 崎 繁 昭

臨床検査技師の業務拡大について

平素より当会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。当会といたしましても、日頃、研修会、講習会、生涯教育、全国規模の検査精度管理等、学術技能の研鑽発展に努めているところであります。

さて臨床検査技師業務に関しては、近年の医療及び検査技術の高度化に伴う臨床検査技師に求められる資質及び臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 17 年の法改正(法第 39 号)により衛生検査技師が廃止されたほか、臨床検査技師の定義が見直され、生理学的検査の検査項目が厚生省令に定められたところであります。

加えて医療関係職種についてその専門性を十分に発揮していないとの指摘を受け、チーム医療、とりわけ医療関係職種間の役割分担の見直しが改めて注目されています。

このため、医師でなくても対応が十分な業務、これまでの検査に付随した業務など、医療の現場においてより効率的に、かつ、精度の高い検査業務の提供が行えるよう、新たな臨床検査技師のフィールドを求めて参りたいと考えております。

つきましては、今後の臨床検査技師の業務に関して、ここに要望いたします。

記

1. 臨床検査データの精度保障と標準化に関する事業
2. 微生物学的検査の検体採取
3. 血圧測定
4. 生理学的検査の項目追加

1 臨床検査データの精度保障と標準化に関する事業

医療制度改革の下、医療費の削減とともに日本の医療に求められている最優先事項は、医療情報のIT化と科学的根拠に基づく医療の実践といえる。そのためには、EBMの根幹を成す臨床検査データの標準化による報告値と基準範囲の統一が不可欠となる。

臨床検査データの標準化は、“病院が変われば検査データが異なる”というこれまでの国民の認識を変え、重複検査防止による医療費抑制効果を生み、電子カルテシステムの普及などに多大な貢献をするものである。

臨床検査データを標準化することにより、全国津々浦々の健診や診療の場において、正確で信頼される臨床検査データが国民に提供される。均質な臨床検査データを迅速に用いることは、DPCの推進、患者満足度の向上に貢献し、ひいては医療に対する国民の信頼を増幅することは必定である。

平成20年12月施行の公益法人制度改革の本旨から、本来、国家が主導すべきでありながら当会が実施している公益事業「臨床検査精度管理調査」「臨床検査データ標準化事業」について、予算化並びに評価いただきたく要望する。

①臨床検査精度管理調査事業

現在、年間およそ1億7,600万円の巨費を投じ、全国約3,400の会員施設の参加を得て、わが国で唯一臨床検査全般を網羅した精度管理調査を毎年実施し、施設間での検査数値の差異の把握に努めているところ。

②臨床検査データ標準化事業

平成19年度より臨床検査専門の職能団体の責務として“いつでも、どこでも同じ臨床検査データ”が得られるように、日本臨床検査標準協議会ならびに全国47都道府県の臨床検査技師会との連携のもとに、標準試料、標準検査法による年間1億8,100万円規模の臨床検査データ標準化事業に取り組んでいる。

2 微生物学的検査の検体採取

喀痰や鼻腔内粘膜、口腔内粘膜などの表皮組織の微生物学的検査では検体の質、量などの採取しだいで、十分な検査結果が得られない場合がある。また、新型インフルエンザ等の流行期には検査の増加に効率よく対応するため、検査技師による検体採取の声も高くなっている。

医療の現場においては、一部の検体採取行為は採血と同様、検査技師の一連の業務として認識されており、効率よく行えば患者のみならず、医師、看護師の負担軽減（役割分担の推進）にもつながる。

今後、一定条件の下、喀痰、表皮粘膜等の検体採取が可能となるよう検討されたい。

(一定条件)

- ・養成カリキュラムの追加
- ・現免許所有者への講習会の実施 等

(可とする検体採取 例)

- ・喀痰及び表皮組織の採取
- ・採取方法ごとの条件設定
 - 非侵襲であること。あるいは低度な侵襲であること。
- ・インフルエンザ抗原簡易キットによる検体採取
- ・ピロリ菌検査呼気採取（呼気採取→服薬（尿素）→左側臥位 5分→座位 15分→呼気採取）
 - …「服薬（尿素錠剤）行為」をどうみるか
- ・便採取（スワブ〔綿棒様〕による便採取）
- ・他

3 血圧測定

平成 17. 7. 26 医政局長通知「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保助看法第 31 条の解釈について」（医政発第 0726005）において、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等では、一定条件の下、「原則として医行為でないと考えられる…自動血圧測定器により血圧を測定すること」が可能となっている。

しかしながら、医療国家資格者である臨床検査技師に血圧測定は認められていない。

現在、臨床検査技師が行う各種検査において、患者の安全性の観点から血圧測定を必要とする検査があり、これら検査に付随する「自動血圧測定器により血圧を測定する」行為を、介護等の現場同様に一定の条件の下、臨床検査技師が行えるよう取り扱われたい。

※ 同通知と同様な条件設定

- ・患者の様態が安定していること。
- ・病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる。
- ・事前に示された数値の範囲外の以上数値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告する。
- ・一定の研修や訓練が行われること。

4 生理学的検査の項目追加

医療資源である臨床検査技師の活用の観点から、臨床検査技師等に関する法律施行規則代条で定められている生理学的検査（16項目）に、新たに臭覚検査、電気味覚検査を加えられたい。

現行生理学的検査項目		追加検査項目
グループ	施行規則第1条	
循環機能検査	1 心電図検査 2 心音図検査 7 脈派検査	
呼吸機能検査	5 基礎代謝測定 6 呼吸機能検査 15 経皮的血液ガス分圧検査	
超音波検査	11 超音波検査	
脳神経・筋機能検査	3 脳波検査 4 筋電図検査（針電極を除く）	
耳鼻咽喉科機能検査	9 眼振電図検査 10 重心動揺計検査 16 聴力検査	臭覚検査 電気味覚検査
眼科機能検査	13 眼底写真検査	
画像検査	8 熱画像検査 12 磁気共鳴画像検査 14 毛細血管抵抗検査	